

平成23年第2回臨時会  
斑鳩町議会会議録

平成23年5月11日  
午前9時30分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 欠席議員(0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務課長	黒崎益範
企画財政課長	面巻昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	植村俊彦
国保医療課長	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	清水昭雄
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	川端伸和
観光産業課長	清水修一	都市整備課長	井上貴至
会計管理者	野崎一也	教委総務課長	西川肇
生涯学習課長	佃田真規	上下水道部長	谷口裕司

---

1, 議事日程

日程 1. 仮議席の指定について

日程 2. 議長の選挙について

日程 3. 議席の指定について

日程 4. 会議録署名議員の指名について

日程 5. 会期の決定について

日程 6. 副議長の選挙について

日程 7. 常任委員会委員の選任について

日程 8. 議会運営委員会委員の選任について

日程 9. 議長報告について

(1) 常任委員会正副委員長互選結果について

(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について

日程 10. 同意第 9号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

日程 11. 承認第 1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

日程 12. 承認第 2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)

日程 13. 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について)

日程 14. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)

追加日程 1. 予算決算常任委員会委員の辞任許可について

追加日程 2. 広報発行常任委員会委員の辞任許可について

追加日程 3. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議会事務局長（藤原伸宏君） おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

よって、吉野議員に臨時議長を勤めていただきますので、吉野議員には、議長席にお着き願います。

○臨時議長（吉野俊明君） ただいま紹介されました吉野です。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

よってこれより、平成23年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成23年第2回町議会臨時会の開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

本日、町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、皆様におかれましては、去る4月24日に執行されました町議会議員選挙において当選の榮に浴され、おめでとうございます。心からお喜びを申し上げますとともに、今後とも、町政進展のため格別のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、3月11日に発生いたしました東日本大震災は東北地方に甚大な被害をもたらしており、1日も早い復興を願って、支援の輪が世界中に広がっているところではありますが、当町といたしましても、平成19年の「チャレンジデー」の対戦相手であったという縁から、岩手県大槌町に対して、私及び副町長が大槌町役場や避難所を訪問し、被災者の方々を激励するとともに、住民皆様方からお寄せいただきました支援物資や義援金をお届けしたところであります。また現在、職員も大槌町役場において復興支援活動に従事しており、今後とも、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、本臨時会には、町長専決処分について承認を求めることについてなど、4議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、全て原案どおりご承

認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますけれども、招集のあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（吉野俊明君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配布いたしております日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、仮議席の指定を行います。議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますので、議長の選挙が終了し、議長が就任するまで、ただいまの着席のとおり仮議席として指定いたします。

次に、日程2、議長の選挙についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前 9時34分 休憩）

（午前 9時40分 再開）

○臨時議長（吉野俊明君） 再開いたします。

議長の選挙については、投票により行うことにいたします。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議 場 閉 鎖）

○臨時議長（吉野俊明君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 宮崎議員、2番 小林議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いいたします。

投票用紙を配布いたします。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（吉野俊明君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（ 投 票 ）

○臨時議長（吉野俊明君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（吉野俊明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。宮崎議員、小林議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人、開票)

○臨時議長(吉野俊明君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票15票、無効投票0票です。有効投票のうち、嶋田議員13票。里川議員2票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。

よって嶋田議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○臨時議長(吉野俊明君) ただいま議長に当選されました嶋田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

嶋田議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

嶋田議員。

○7番(嶋田善行君) ただ今皆様のご推挙をいただきまして、議長の職に就かさせていただきます。どうもありがとうございました。私、もとより浅学非才の身ではございますが、これから2年間、さらなる議会改革、並びに町民の福祉の向上に努力してまいります。是非とも皆様方のご指導、そしてご協力をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○臨時議長(吉野俊明君) ありがとうございました。それでは、ただいまより、私から議長章を議長にお渡しします。

(議長章授与)

○臨時議長(吉野俊明君) ただいま嶋田議員のほうから、議長就任のあいさつがありました。新議長と交代をいたしたいと思っております。議事運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時52分 休憩)

(午前 9時54分 再開)

○議長(嶋田善行君) 再開いたします。

日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。現在、お座りいただいております仮議席を本議席として指定いたします。

続きまして日程4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第

120条の規定により議長において指名いたします。

3番中川議員、5番伴議員を指名いたします。両議員にはよろしく願いいたします。  
続きまして、日程5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定い  
たされました。

続きまして日程6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(嶋田善行君) ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6  
番紀議員、8番小野議員を指名いたします。

両議員には、よろしく願いいたします。

投票用紙を配布いたします。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(嶋田善行君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(嶋田善行君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。6番紀議員、8番小野議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(嶋田善行君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票14票、無効投票1票です。

有効投票のうち、伴議員 1 票。辻議員 1 1 票。木澤議員 2 票。以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって辻議員が当選いたしました。  
議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長（嶋田善行君） ただいま副議長に当選されました辻議員が議場におられますので、  
本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定に基づき当選の告知をいたします。

辻議員より、副議長当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

辻議員。

○1 2 番（辻善次君） それでは、皆さまにご推挙いただきまして、副議長という重責を与  
えていただきまして、誠にありがとうございます。この重責を、私、若輩者でございます  
けれども、精一杯努めさせていただきますので、今後皆様のご協力をよろしくお願いいた  
します。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程 7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。  
暫時休憩いたします。

(午前 1 0 時 0 8 分 休憩)

(午前 1 1 時 2 0 分 再開)

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

日程 7、常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、  
議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、伴議員、宮崎議員、中西議員、坂口議員、飯高議員、  
木澤議員、以上であります。次に厚生常任委員会委員に、宮崎議員、小林議員、中西議員、  
辻議員、里川議員、木田議員、以上であります。次に建設水道常任委員会委員に、紀議員、  
吉野議員、中川議員、小野議員、木澤議員、木田議員、以上であります。次に、予算決算  
常任委員会委員に、里川議員、伴議員、吉野議員、嶋田議員、小野議員、飯高議員、辻議  
員、以上であります。次に広報発行常任委員会委員に、小林議員、紀議員、中川議員、嶋  
田議員、坂口議員、辻議員をそれぞれ指名いたします。

常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり各委員会の委員を選任する  
ことに決定いたしました。各委員会の皆さんには、よろしくお願いいたします。

続きまして日程 8、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

それでは議長より指名いたします。議会運営委員会委員に、中西議員、木澤議員、中川議員、小野議員、飯高議員、辻議員をそれぞれ指名いたします

議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。各委員の皆さんには、よろしくお願いをいたします。

続きまして日程 9、議長報告を行います。

議長報告につきましては、事務局長から報告させます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長(藤原伸宏君) それでは、私よりご報告いたします。

はじめに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。

総務常任委員会委員長に伴議員、副委員長に宮崎議員、厚生常任委員会委員長に宮崎議員、副委員長に小林議員、建設水道常任委員会委員長に紀議員、副委員長に吉野議員、予算決算常任委員会委員長に里川議員、副委員長に伴議員、広報発行常任委員会委員長に小林議員、副委員長に紀議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。議会運営委員会委員長に中西議員、副委員長に木澤議員であります。以上です。

○議長(嶋田善行君) ただいま事務局長から報告をさせましたとおりであります。

皆さんにはよろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 10、同意第 9 号、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、中川議員の退席を求めます。

( 中川議員 退席 )

○議長(嶋田善行君) 理事者の提案説明を求めます。黒崎総務課長。

○総務課長(黒崎益範君) 同意第 9 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてありますが、本案につきましては、議会選出の監査委員の任期が平成 23 年 4 月 29 日を以って満了したことにより、監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第 9 号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成23年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町龍田3丁目6番26号

氏 名 中川 靖広

生年月日 昭和39年6月19日

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ原案どおりご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

同意第9号、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたされました。

（ 中川議員 着席 ）

○議長（嶋田善行君） 中川議員にお知らせいたします。斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意をいたされました。よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程11、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、日程12、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）、日程13、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）、日程14、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、以上、4議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました4議案について総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明さ

せていただきます。

はじめに、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月30日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。その内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を現行の13万円から14万円に、介護納付金課税額に係る賦課限度額を現行の10万円から12万円に改めるものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）であります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月30日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、出産育児一時金の支給額について、政府の緊急少子化対策により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合は、暫定的に、1児につき35万円から39万円に引き上げる経過措置が実施されていましたが、当該経過措置終了後も引き続き同額を支給することから、所要の改正を行うものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億8,329万9千円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

まず、第17款寄附金で、教育費寄附金で4万4千円、福祉費寄附金で4千円の増額補正を行ったものであります。次に、第21款町債では、町民税法人税割及び利子割交付金の減収に係る

財源措置として発行が認められている減収補てん債で、起債同意が得られたことから1,560万円の追加補正を行ったものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第2款総務費、第1項総務管理費では、職員の退職による職員退職手当負担金230万2千円の増額補正を行ったものであります。次に、第3款民生費では、歳入で説明申しあげた福祉費寄附金4千円を「福祉基金」に積立てたものであります。また、第5款農林水産業費及び第7款土木費では、歳入で説明申しあげた減収補てん債の追加による財源振替を行ったものであります。次に、第9款教育費では、歳入で説明申しあげました教育費寄附金4万4千円を「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に積立てたものであります。

最後に、第12款予備費では、本予算補正から生じた財源1,329万8千円を留保させていただいております。

なお、本補正予算では、平成22年度会計において予算の支出を見込めない災害物資備蓄事業につきまして、繰越明許費として45万8千円を予算計上させていただいております。また、土地改良事業につきましては、繰越額を1,440万円に変更させていただいております。

次に、承認第4号町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ29億1,650万1千円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年4月18日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金では、老人保健拠出金の確定により、128万8千円の増額補正を行ったものであります。次に、第2項国庫補助金では、国庫負担金と同様の理由により、34万1千円の増額補正を行ったものであります。

次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、国庫支出金と同様の理由により、26万6千円の増額補正を行ったものであります。

次に、第10款諸収入では、本予算補正で要する財源を雑入で調整することとしたことから、310万6千円の増額補正を行ったものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金では、老人保健拠出金の確定により、老

人保健医療費拠出金で498万1千円、老人保健事務費拠出金で2万円の増額補正を行ったものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程11、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして説明申し上げます。

初めに議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成23年5月11日 提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月30日

斑鳩町長 小城利重

今回のこの国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることになり、本条例について速やかに整備する必要があったことから専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは条例の改正内容につきまして、末尾に添付しております要旨によりまして説明を申し上げます。最後のページの要旨をごらんいただきたいと思います。

#### 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月30日に公布されたことから本条例において所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、課税限度額の見直しといたしまして、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を現行の50万円から51万円、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の13万円から14万円に、介護納付金課税額の限度額を現行の10万円から12万円に改めるものでございます。

以上が改正の内容でございます。なお、改正する条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、議員の皆様方にはよろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようお願い申しあげまして、説明とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今回の議案に対しまして幾つか質問させていただきます。

まず課税限度額の見直しの中で、基礎課税額、後期高齢者支援金分、介護納付金分、これらそれぞれについてですね影響を受ける方、これ増額になるわけですからね。それぞれで影響を受ける、該当する人数というのは何人いらっしゃるのか、そしてまたこれを施行したことによって増額の見込みは幾らぐらいになるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） まず影響を受ける世帯ということでお答えさせていただきます。平成23年度の当初課税がまだ固まっておりませんので、平成22年度

の当初課税をもとに見てみますと、限度額を超える世帯につきましては、基礎課税額分で 86 世帯、それから後期高齢者支援金等課税額分で 79 世帯、それから介護納付金課税額分で 32 世帯でございます。それから、税にいたしますと先ほどの件数で、世帯数で試算をいたしますと約 230 万円の増加となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 13 番、里川議員。

○13 番（里川宜志子君） 以前から私は、この国保の構造的な問題点を指摘をさせていただいてまいりましたけれども、後期高齢者医療支援金分、後期高齢者医療のほうへ支援金として出さんといかん、出さないといけないから集めているわけなんですけれどもね。集めている金額と出す金額の差というのがあると思います。介護保険のほうも集めてる金額とそれから納付する金額、ここに私は大きな差が出て構造上問題があるというふうに認識しているところなんですけれども、そのそれぞれの徴収する額とそれからそれぞれ出さなければならない額ですね、納付するほうの額についてどのような差額が生じているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 21 年度の数字ということでご報告させていただきたいと思います。まず後期高齢者の支援金分といたしましては、国保税等、国庫支出金、県支出金等が入ってまいります分につきましては 3 億 2,624 万 3,836 円が財源として入っております。後期高齢者の支援金として支払っておりますのが 3 億 3,919 万 625 円ということになっておりますが、差額といたしましては差し引きマイナスの 1,294 万 6,789 円になってるということでございます。

それから介護納付金の分でございます。これも平成 21 年度の分ということで報告をさせていただきますと、まずは国保税等が入ってくる分が 1 億 1,057 万 6,738 円が財源として入ってまいります。介護納付金として支出している分は 1 億 2,265 万 597 円となっておりますので、差し引きマイナスの 1,207 万 3,859 円というふうになっております。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 13 番、里川議員。

○13 番（里川宜志子君） そしたら、国保加入者の私も被保険者なんですけれども、そうしましたら私たちが支払っております医療分ですね、基礎課税分、このところからこのマイナスのそれぞれ 1,200 万円、それぞれありますので合計しましたら 2,400 万円超え 2,500 万ほどですね、2,500 万円というのが基礎課税分のほうから私たちが医療分として払っている分のほうから補てんされているというふうに考えてよろしいでし

ようか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） そのとおりでございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それが、私は以前から構造上おかしいというふうに申しあげてきておりまして、町のほうも私粘り強く申しあげてきた中で一般会計のほうから介護保険の納付金分の累積赤字となっている部分の解消をしようということで、補てんを一部していただいているという状況はありますけれども、23年度についてはこの分あわせてお尋ねしますけれども、介護納付金分については一般会計のほうから補てんをするという考え方でよろしいでしたかね。後期高齢者医療の分は結局マイナスにはなりますけれども、それは基礎課税分のほうから出していくというそういう考え方でよろしいですね。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今おっしゃっていただきましたとおりでございます。そういう形で対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今回、それぞれ限度額を上げるということで、ただもうこの限度額に当たる世帯の年収ですね、こういった世帯の平均年収だんだん下がってきているということで全国的にもいろいろ問題になっていると。例えば大阪なんかでは年収600万円で上限になってしまうというようなことで、果たしてそういう世帯が高額所得世帯と言えるのかという問題があると思うんでお尋ねしたいんですけども、今回、斑鳩町で対象となっている世帯の収入というのはどういうふうになっているんですか。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 収入ということになりますと、まず固定資産をお持ちでないということで資産割がかからないという条件で計算してみますと、夫婦2人世帯の場合で、夫の収入のみという場合で給与収入に直しますと約833万円を超えますと限度額に達するというところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 833万円の収入、2人世帯で仮に共働きとしたら1人が400万円程度の年収ということですね。そうして見ると今非正規労働が広がって平均年収自体が下がってきているので、平均所得、収入というのは全国的に見ると低いものであるとは思いますが、本来で言うと年収800万円の世帯、普通にサラリーマンとして働いて得

られる年収ではないかなと、それぞれですね、共働きで正社員として働けば。そうしてみると、平均世帯のところはもう上限に達してしまっているということに1つ、ここに大きな問題があるのかなというふうに私は感じているんですが。それとですね、これまでにこうした上限を1万円上げるということで改正をされてきましたけど、私ほかの市町村の状況を聞きますと、うちはそんなん上げてないよというところがあったように思うんです。そこでお尋ねをしたいんですが、今回、法改正に伴ってそれぞれの限度額上限を上げるということですが、これは法改正されたら必ず上げなければいけないものなのか、それとも市町村の裁量で上げなくてもいいのか、またほかの市町村で上げていないところがあるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回の政令の改正につきましては、限度額の上限を定めておりますので、各市町村では条例の中で限度額を定めるという形になっております。当町におきましては、当然この政令に基づいて限度額の引き上げをさせていただいているということでございます。他の市町村によっては、財源が、国保の財源が豊かなところについては引き上げをしてないという市町村も中にはございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 国保の財政状況を見て上げたり上げなかったりというのは当然のことだとは思いますが、確かに斑鳩町も4億8,000万円程度でしょうかね、累積赤字は持っていますが、特に前期高齢者交付金の交付が始まって以降の国民健康保険財政を見ますと、例えば平成21年度決算で見ると黒字になっていたというふうに思うんですね。今、システムは国のほうで変えていこうとはされていますけども、今の状況が続くのであれば累積赤字は減らしていけるという状況が続くのではないかなというふうに思っている。そんな中で、なぜ今回値上げをしようというふうに決められたのか、どういう考え方に基づいてこの引き上げを決められたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回の限度額の引き上げにつきましては、高齢化の進展などで医療費が増加していること、あるいは国保の加入者の低所得化によって国保税の増額も避けられないという中で、中間所得層によりまして一層の負担を求めるのは困難であるという政府の判断がございまして、まず。それから課税限度額に達している高所得者層に新たな今回の負担を求めるということとして、今回は課税限度額の引き上げを行う制度改正が行われたというようなことでございます。このことから当町におきましても、今の国保

財政の状況を見る中で、これまでも限度額の引き上げというのは行ってまいりました。限度額を引き上げなくても十分に給付費が賄えるという状況であれば引き上げる気はないというふうに考えておりますけれども、当町の国保財政の状況は決してそういうことではございません。というのは、今、議員もおっしゃったように5億弱の累積赤字もございますので、決して国保財政はいいという状況ではございませんので、今回につきましても限度額の引き上げをさせていただいたということでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 累積赤字は確かにありますので、町のほうとしてそれで引き上げをしたということですが、私の先ほど申しました見解とそこが違うのかなど。今の状況が続けば今回を引き上げを行わなくても累積赤字については解消していける、そういった方向が続くのではないかなという見方もあるのかなど。そういった中でやはり住民負担をふやすということについては、極めてやはり慎重に考えていただきたいという思いを持っています。高額所得者に応分の負担を求めるということは私も必要だとは思いますが、それであるならば逆に低所得者に対する負担の軽減というのもあわせてやはり町として考えていっていただきたい。特に国保財政の赤字の問題というのは、国の負担が減ってきているのが一番大きな問題でありますので、そのところをやはり根本的に解決しなければいけないという問題はありますが、国のそうしたやり方に対して斑鳩町として住民の皆さんのやはり負担をどんだけ抑えるのか、暮らしをどう守っていくのかという角度で、私はぜひ今後とも斑鳩町が検討していただきたいということを意見を申しあげておきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

これをもって承認第1号に関する質疑を終結いたします。

承認第1号については討論の申し出がありません。よってこれより討論を行います。

初めに本案を承認することに反対する議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは承認第1号につきまして反対の立場で意見を申しあげたいと思っております。

この国民健康保険税のあり方そのもの、構造的な問題というのは総括質疑をさせていただきました。今回も、結局は後期高齢者医療制度が始まってから、また介護保険が始まってから、もう累積赤字というような形でどんどん来ている、そんな中であって国庫負担が減っている状況の中で、今度の限度額の改正ということにつきましては、所得に従って払っていただくという考え方で高い所得の方にたくさん払ってもらうという考え方はいいと

思うんですけれども、ただですね、もともと所得に見合わない負担率というのが国保税にはあると思います。負担能力を超えているような状況の中で、この脆弱な国保財政のあり方そのものも改善というものを考えられないまま、この限度額だけを少しずつ増額している。もうほんとに小手先だけの手法であるというふうに思っておりますので、これでは全く国保会計の健全な状態にはなっていないというふうに私は考えております。

それと、地方税法の施行令が3月30日に公布されて4月1日からと、いつもこういうふうな形で地方をばかにしているのか何かはわかりませんが、国のほうで施行しましたよ、4月1日からこうなさいというふうにされて町が専決処分をする。国のやり方もどうかと思うんですけれども、先ほどの同僚議員からの総括質疑もありましたけれども、じゃあ斑鳩町が専決処分にわざわざしなければならないのかと言いますと、私は1年待ってもいいのではないかと、こういうものが来ているけれども斑鳩町の現状を見る中でこの限度額の変更についてはどうしようかと、その1年間を時間を使ってもいいのではないかと、それが斑鳩町のやり方だ、斑鳩町らしいやり方だというふうになるべきではないかな。私は町民さんに深くかかわる問題について、こういうふうに専決処分されることにつきましては、以前から問題があるという立場をとらせていただけてきました。ですから、この問題については専決処分としないで十分に審査し、きちっとした議案として斑鳩町のほうから提案をされるという形であるべきではないかなというふうに思っております。

とりあえず、この案件につきましてはそういう問題点を私は挙げさせていただきまして、結局2,500万円ほど赤字になり、何とかお願いをしたように一般会計から介護納付金分については、町のほうが一般会計から補てんもしていただくようなことになりましたが、後期高齢者医療が始まってからまたそちらのほうでもこのように毎年大きく赤字が出るというこの構造上の問題、この問題点についてもしっかりと町も意識を持って国のほうへ声を上げていっていただきたいというふうにお願ひさせていただきまして私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に本案を承認することに賛成する議員の意見を求めます。2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 私は、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、賛成の意見を申しあげます。

国民健康保険は、町民の皆さんが安心して医療を受けていただくためになくてはならない大事な制度であります。しかしながら、ここ数年来の国保会計を見ますと、一般会計か

らの特別の繰入金があり、また平成20年度、21年度については単年度黒字のため累積赤字額も減少していますが、それでも依然として5億円近い累積赤字があります。今後も、ふえ続けると見られる医療費、また加入者の低所得化は中間所得層にしわ寄せが来ています。このことを考えますと、今回の限度額の引き上げには高額の所得を擁しておられる加入者の方にとっては負担となりますが、中間所得層の負担軽減を図るためにはやむを得ないものと考えます。このことから、国が地方税法施行令の一部を改正する政令に従い、町の国民健康保険税の限度額を変更することは理解できるものでありますので、本案を承認することについて賛成するものであります。今後も国民健康保険制度が円滑に実施されますことを期待し、私の賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。承認第1号について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。よって承認第1号については賛成多数で承認いたされました。

続いて日程12、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）につきまして説明を申し上げます。

初めに議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険条例の

一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成23年5月11日 提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

#### 専決処分書

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月30日

斑鳩町長 小城利重

今回のこの国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されることになり、本条例につきまして速やかに整理する必要があることから専決処分させていただいたものでございます。

それでは条例の改正内容につきまして末尾に添付しております要旨によりましてご説明申しあげます。最後のページの要旨をごらんいただきたいと思います。

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例（要旨）

出産育児一時金の支給額については、1児につき35万円であるところ、政府の緊急少子化対策により平成21年10月1日から平成23年3月31日までに出生した場合は、暫定的に1児につき39万円に引き上げる経過措置が実施されてきました。

今般、当該経過措置終了後も引き続き同額を支給するよう健康保険法施行令が改正されたことから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

以上が改正の内容でございます。なお、改正する条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略させていただきますが、議員の皆様方にはよろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげまして説明とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって承認第2号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって承認第2号については満場一致で承認  
いたされました。

続いて日程13、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成  
22年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を  
省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって承認第3号については委員会付託を省  
略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。面巻企画財政課長。

○企画財政課長(面巻昭男君) それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求め  
ることについて(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について)につつま  
してのご説明させていただきます。

まず議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度斑鳩町一般会  
計補正予算(第10号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告  
し、議会の承認を求めます。

平成23年5月11日 提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお開きいただけますでしょうか。初めに歳入予算の補正からご説明させていただきます。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、教育費寄附金でふるさと納税として2名の方と1団体から、また文化財活用センター内での募金によりご寄附がございましたことから4万4,000円の増額補正、福祉費寄附金で2名の方からご寄附をいただいたことから4,000円の増額補正を行ったものであります。

次に、第21款町債、第1項町債、第5目減収補てん債では、法人町民税法人割及び利子割交付金の減収に係る財源措置として発行が認められている減収補てん債について起債協議が調いましたことから1,560万円の追加補正を行ったものであります。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。9ページにお移りいただけますでしょうか。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、職員の退職に伴う職員退職手当負担金530万2,000円の増額補正を行ったものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、福祉費寄附金4,000円を福祉基金に積立てたものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、減収補てん債の追加による財源振替を行ったものでございます。

次に第7款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路新設改良費、そして11ページの第4項都市計画費、第4目公園費では、同様に減収補てん債の追加による財源振替を行ったものでございます。

次に第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、教育費寄附金4万4,000円を斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金に積立てたものでございます。

12ページをお開きいただけますでしょうか。最後に第12款予備費では、本補正予算から生じた財源1,329万8,000円を予備費に留保させていただいております。

4ページにお戻りいただけますでしょうか。続きまして、第2表 繰越明許費補正についてであります。本補正予算では平成22年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費として第8款消防費、第1項消防費の災害物資備蓄事業で備蓄を予定していた紙おむつについて、このたびの東日本大震災の影響で納品が見込めないため45万8,000円を計上しております。また第5款農林水産業費、第1項農業費の土地改良事業につきましては、東里農道整備工事において道路線形等の地元協議に時間を要し、予定していた用地取得が行えなかったことからこの用地取得に係る委託料、公有財

産購入費を次年度へ繰り越すため繰越額を1,440万円に変更しております。

続きまして第3表 地方債補正についてであります。地方債の追加で歳入予算の補正のところで申しあげました減収補てん債の発行限度額を1,560万円とする補正を行っております。

それでは1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

#### 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億8,329万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年3月31日専決

斑鳩町長 小 城 利 重

以上、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって承認第3号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

続いて日程14、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成

23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって承認第4号については委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）につきましてご説明申しあげます。

それでは、初めに議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成23年5月11日 提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専決処分書

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年4月18日

斑鳩町長 小城利重

本補正予算につきましては、平成23年度老人保健拠出金の額の確定による補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億1,650万1,000円とするものでございます。

それでは補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申しあげます。

初めに歳入予算の補正でございます。5ページをごらんいただきたいと思います。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目老人保健医療費拠出金負担金では、老人保健拠出金の確定により128万8,000円の増額をお願いするものでございます。次に第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金では、国庫負担金と同様の理由により34万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に第5款県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金では、国庫支出金と同様の理由によりまして26万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして6ページをごらんいただきたいと思います。第10款諸収入、第2項雑入、第6目雑入では、本補正予算から生じた財源を雑入で調整することといたしましたことから310万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に7ページの歳出予算の補正でございます。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金では、老人保健拠出金の確定によりまして498万1,000円の増額をお願いするものでございます。第2目老人保健事務費拠出金では、老人保健拠出金の確定によりまして2万円の増額をお願いするものでございます。

それでは1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

#### 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、500万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億1,650万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年4月18日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおりご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって承認第4号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって承認第4号については満場一致で承認いたされました。

ここで副議長と交替いたしますので、暫時休憩いたします。

（午後12時19分 休憩）

（午後12時20分 再開）

○副議長（辻 善次君） 再開いたします。

ただいま嶋田議員から予算決算常任委員会委員の辞任願及び広報発行常任委員会委員の辞任願が提出されました。

ここでお諮りいたします。

地方自治法第102条第5項の規定により、皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1．予算決算常任委員会委員の辞任許可について、追加日程2．広報発行常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（辻 善次君） 異議なしと認めます。よって追加日程1．予算決算常任委員会委員の辞任許可について、追加日程2．広報発行常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、審議することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、追加日程となりました追加日程1及び追加日程2については、一括議題といたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（辻 善次君） 異議なしと認めます。追加日程1から追加日程2までを一括議題といたします。地方自治法第117条の規定により嶋田議員の退席を求めます。

（ 嶋田議員 退席 ）

○副議長（辻 善次君） 嶋田議員の予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長（藤原伸宏君） それでは、辞任願を朗読させていただきます。

辞 任 願

今般、議会申し合わせにより、予算決算常任委員会委員を辞任いたしたく、辞任願を提

出しますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

斑鳩町議会議長 殿

平成23年5月11日

予算常任委員会委員

嶋田善行

続きまして、

辞 任 願

今般、議会申し合わせにより、広報発行常任委員会委員を辞任いたしたく、辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

斑鳩町議会議長 殿

平成23年5月11日

広報発行常任委員会委員

嶋田善行

以上でございます。

○副議長（辻 善次君） お諮りいたします。嶋田議員から願い出のとおり、予算決算常任委員会委員、広報発行常任委員会委員を辞任することについて、これを許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（辻 善次君） 異議なしと認めます。嶋田議員の予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委員を辞任することについては、満場一致で許可いたされました。

（ 嶋田議員着席 ）

○副議長（辻 善次君） 嶋田議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委員の辞任許可については、満場一致で許可いたされました。

議長と交代のため、暫時休憩いたします。

（午後12時23分 休憩）

（午後12時23分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程3. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程3. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審議することに決しました。

議会運営委員長から、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手許に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上で、本臨時会に付議されました各議案については、すべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長からごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成23年第2回町議会臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、町長専決処分について承認を求めることについてなど、4議案を提出させていただいたところ、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、選挙後初議会ということで、今後の議会運営に関わります、正副議長はじめ各常任委員会委員選出等にあたりましては大変ご苦労いただき、改めてお礼を申し上げます。

今後におきましても、町の懸案事項等について、逐次ご相談、ご協議をお願い申しあげ、議会との連携を保ちながら、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、何卒ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申しあげまして、閉会のあいさつといたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長(嶋田善行君) これをもって、平成23年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後0時26分 閉会)